

実習用通学定期乗車券の発売申請のご案内

1 発売申請について

- (1) 学校の代表者が学生・生徒に単位を習得させるため、在籍校所在地と異なる場所にある実習場へ通学定期乗車券によって通うことを希望するときは、実習用通学定期乗車券の発売について申請していただき、当社が承認した場合に限って発売いたします。
- (2) 実習用通学定期乗車券は、ご自宅最寄バス停留所 ～ 実習先最寄バス停留所の区間で発売いたします。

2 申請書郵送先

〒010-0931 秋田県秋田市川元山下町 6-12

秋田中央交通株式会社

営業部 実習用通学定期担当

※返信用封筒をご同封ください。（発売許可書を返送いたします。）

3 「実習用通学定期乗車券発売申請書」および「申請者リスト」

- (1) 指定の様式 (Excel) をご使用ください。
「実習用通学定期乗車券発売申請書 (Excel)」 「申請者リスト (Excel)」
- (2) 入力例をご確認ください。
「実習用通学定期乗車券発売申請書」 「申請者リスト」
- (3) 「実習用通学定期乗車券発売申請書」に学校代表社印を押印し、郵送してください。

4 申請方法

- (1) 実習用通学定期乗車券発売申請書」および「申請者リスト」を実習開始日の1箇月前を目途にご郵送ください。
直近の申請では、実習開始に間に合わない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 学生・生徒1名につき、1実習ごとに「申請者リスト」をご記入ください。
実習先、申請区間が異なる場合はそれぞれご記入ください。

5 実習用通学定期乗車券の購入について

(1) 購入時に必要な証明書

- ① 実習用通学定期乗車券発売許可書
- ② 本人確認書類（学生証、運転免許証等）

(2) 発売箇所

秋田駅東口バス案内所 秋田県秋田市東通仲町 4-5

6 実習用通学定期乗車券の発売について

(1) 発売箇所で「実習用通学定期乗車券発売許可書」と本人確認して発売いたします。

発売後に「実習用通学定期乗車券発売許可書」は返却いたします。

(2) 通用開始日の14日前から発売いたします。

(3) 実習用通学定期乗車券の有効期間は、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月です。（1ヶ月、3ヶ月に限り端数定期があります。）

※実習用通学定期乗車券には、半月定期券はありません。（実習期間が1ヶ月未満の場合、購入できる通学定期乗車券の有効期間は、1ヶ月となります。）

(4) 次の場合は発売をお断りいたします。

- ① 本人確認書類と「実習用通学定期乗車券発売許可書」の提出がない場合。
- ② 「実習用通学定期乗車券発売許可書」の内容を、変更（修正）された場合。（「申請区間」「実習期間」「実習区間」等）

(5) 定期乗車券の発売様式

IC定期券…地域連携ICカード「AkiCA」に定期券情報を記録します。（AkiCAをお持ちでない場合、定期運賃の他にデポジット500円が必要です。）

7 申請内容に変更が生じた場合について

再度、ご申請ください。電話、FAX等での変更は受付いたしません。

※バス停留所名が正確に記入されていない場合や実習期間が変更になった場合等は、再度、申請していただきます。

8 お問い合わせ

〒010-0931 秋田県秋田市川元山下町 6-12

秋田中央交通株式会社

営業部

TEL 018-823-4413

Email info@akita-chuoukotsu.co.jp